

上田市活力あるまちづくり支援金 よくあるお問い合わせ

1 選考申込

Q.選考申込書等の様式はどこで手に入りますか。

上田市ホームページより各種様式の電子データを取得いただけます。

<https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/mati/25086.html>



上田市ホームページ

または、以下の窓口にて紙面様式を備え付けておりますので、お気軽にお申し付けください。

- ・上田市役所 本庁舎3階 市民参加・協働推進課
- ・豊殿地域自治センター
- ・塩田地域自治センター
- ・川西地域自治センター
- ・丸子地域自治センター 3階 地域振興課
- ・真田地域自治センター 2階 地域振興課
- ・武石地域自治センター 1階 地域振興課

なお、本事業に関するご相談は、市民参加・協働推進課にてお受けいたします。

Q.募集期間を過ぎても申し込みは可能ですか。

原則、受付いたしません。まずは、市民参加・協働推進課まで余裕をもってご相談ください。

Q.郵送や電子メールのみの申請は可能ですか。

申込内容についてヒアリングを行いますので、事前にご予約のうえ直接、市民参加・協働推進課の窓口へ必要書類をご提出ください。

また、電子データは当課あてのメールアドレス(mati@city.ueda.nagano.jp)へご提出ください。

Q.パソコンを持っていません。電子データが提出できなくとも申し込むことは可能ですか。

電子データを取り扱う環境がない場合は、様式へ直接記入いただいた紙面のみの提出でも受付いたします。

Q.申込書等の欄内に書ききれない場合は、別紙に記載することは可能ですか。

可能です。その際は、様式の欄内に「別紙のとおり」等を記載してください。

2 対象事業・経費

Q.プロのアーティストを招くコンサート事業は対象事業となりますか。

鑑賞に留まる事業は対象外です。

なお、市民の皆さんが企画開催するコンサートやライブ、講演会、展覧会などを公募して支援する「上田市文化支援事業」がありますので、ご検討ください(文化政策課:75-2005)。

Q.単発のイベントのために支援金を活用することは可能ですか。

単発のイベントは対象となりません。選考基準にも「継続性・発展性」を設けておりますので、本支援金の終了後も継続できる事業となるように計画してください。

Q.私有地で実施する事業は対象となりますか。

申込事業の実施に必要であり、審査委員会において認められる場合に限り対象となります。

ただし、不特定多数の市民が利用しやすい環境において実施されることが望ましいため、公共施設の積極的なご利用をご検討ください。

Q.イベント来場者へ配布する景品に係る費用は対象となりますか。

対象外です。

Q.物品購入や印刷製本に市外事業者を利用してもよろしいですか。

問題ありませんが、市内事業者の積極的なご利用をご検討ください。

Q.事業当日のスタッフへの差し入れに係る支出は対象経費となりますか。

スタッフへの差し入れなど、福利厚生的な意味合いがある場合は対象外です。

Q.講師等へ手土産を持参する場合の贈答品代は対象経費となりますか。

手土産等に係る接待交際費は対象外です。

Q.打合せにレストランを使用して飲み物を提供した場合の支出は対象となりますか。

飲食店の利用に係る支出は全額対象外です。

Q.会議費の目安を教えてください。

事業実施のために必要な会議や打合せ、作業等の場で提供する、ペットボトルや缶の飲料を想定しております。金額の相場及び飲料の種類は、社会通念上常識的な範囲で会議等に提供されるものを認めます。また、お茶菓子代やお弁当など、食事にかかる経費は対象外です。

Q.講師等への謝金、旅費・交通費における「上田市の基準」を教えてください。

下表のとおりです。

なお、基準を超過する場合であっても、審査委員会において必要と認められた経費は対象となります。

支出	市内	県内	県外
交通費	最も経済的な経路及び方法(原則、公共交通機関を利用)により算出します。 なお、新幹線を利用する場合は、普通指定席の利用料金を対象経費とします。		
宿泊費(※1、2)	対象外	9,800 円以内	10,900 円以内
謝金	8,000 円以内	15,000 円以内	70,000 円以内

※1 事業期間が1日かつ新幹線利用により日帰り可能な地域から講師等を招聘する場合、審査委員会において前泊や後泊を要しないと判断された場合は、基準以内であっても宿泊費を対象外とする場合があります。

※2 長野、須坂、松本、岡谷、諏訪、茅野、佐久及び軽井沢以内から招聘する講師等の宿泊は、原則として認められません。

Q.市外(県外)から講師を招聘する場合、講師が自家用車により移動した場合の実費負担分(高速道路料金、燃料費)は対象となりますか。

交通費は、公共交通機関の利用料金に換算した金額を上限に対象となります。

公共交通機関により難しい移動を要する場合は事前にご相談ください。

Q.ソフト事業のために必要なハード事業の実施にあたり留意すべき事項はありますか。

以下の点にご留意ください。

- ・構造物等の設置、管理及び撤去に当たっては関係法令を遵守すること。
- ・土地利用に当たり、所有者や土地管理者の許可を得ること。
- ・地域の理解を得られるように、必要に応じて説明会等の実施を検討すること。その際、自治会長等の役員だけでなく地域住民にも十分に周知が図られるように努めること。
- ・安全性を十分に確保し、利用や管理に当たっては規則を設けるなど、責任を持って管理すること。

Q.通販サイトを利用して消耗品等を購入することは可能ですか。

可能です。なお、実績報告時に添付いただく領収書の名義は団体名となるようにしてください。

3 審査委員会

Q.審査委員会には何人まで参加できますか。

人数の上限は設けておりませんが、会場の収容人数に限りがありますので、5人以上となる場合は事前にご相談ください。

Q.審査委員会の流れを教えてください。

初めに事業概要のプレゼンテーションをしていただきます。

続いて、質疑応答の時間がありますので、審査委員の質問等にご回答いただき、当日は終了となります。

また、1団体あたりの時間は概ね15分から20分程度を想定しています。

Q.動画やスライドを使用してプレゼンテーションを行うことは可能ですか。

プロジェクターをご用意しますので、事前にご相談ください。

パソコンをご持参いただくか、事前にデータを提供いただければ、投影環境を準備いたします。

Q.選考結果はいつ頃分かりますか。

審査委員会の当日は発表せず、後日、結果をお知らせします。

4 交付申請・事業着手

Q.採択を受けたので、すぐに事業へ着手してもよろしいですか。

交付決定後に着手してください。また、交付決定前の支出は対象経費となりません。

Q.採択を受けた場合、交付申請はいつから可能となりますか。

4月1日以降にご申請ください。

Q.支援金の振込先は、新規に口座を開設する必要はありますか。

既に団体名義の口座がある場合は、新規に開設いただく必要はありません。

なお、他団体名義や個人名義の口座へのお振込みはできませんので、ご注意ください。

Q.支援金は、いつ頃支払われますか。

ご請求をいただいてから、2週間から1か月ほどでご指定の口座にお振込みします。

なお、実績報告後のお支払いの場合は、交付金額が確定した後に手続きを進めますので、お振込みまでに時間を要する場合があります。

5 事業実施

Q.科目別の支出について、収支予算書の金額から増額または減額してもよろしいですか。

(増額の場合)

2割以上の増額は事前の承認が必要となるため、「上田市活力あるまちづくり支援金事業変更承認申請書(別紙様式第3号)」を提出してください。

(減額の場合)

事業の実施に支障がない限りは、事前の承認は不要となります。実績報告時に理由書(任意様式)を添付してください。

Q.予算を別科目へ流用することは可能ですか。

可能ですが、科目別の金額に2割以上の変更が生じる場合は、前述のとおりご対応ください。

Q.事業の実施が困難となったため、取下げをすることは可能ですか。

(交付申請前)

事業取下書(任意様式)を提出してください。

(交付決定以降)

「上田市活力あるまちづくり支援金交付申請取下書(別紙様式第4号)」を提出してください。

Q.支援金事業の周知を市から発信することは可能ですか。

広報うえだへの掲載や市ホームページへの掲載など対応できますので、ご相談ください。

Q.事業実施のため、公共施設の仮予約をお願いすることはできますか。

市民参加・協働推進課を通じて各施設へ事前に連絡することは可能です。ただし、施設によっては仮予約を受け付けられない場合があります。また、利用を確約するものではありませんので、本予約は各団体にて行っていただきますようお願いいたします。

Q.イベント当日以降の支出も対象となりますか。

事業として必要な経費は対象となります。

(例:事業実施後に支払う講師謝礼、銀行振込する場合の振込手数料 など)

なお、実績報告書の事業実施期間には、全ての領収日が含まれるように記載してください。

6 事業完了・実績報告

Q.交付確定を受けたい額が交付決定額を下回った場合はどうなりますか。

支援金の全額について概算払を受けている場合は、差額を返金いただきます。交付確定後に納付書をお送りしますので、お早めにお支払いください。

交付確定後にお支払いする場合は、確定した金額を団体の口座へお振込みします。

Q.実績報告が期限に間に合わない場合はどうすればよいか。

まずは市民参加・協働推進課へご相談ください。

なお、年度内(3月末)に実績報告書が提出できない場合は、交付決定を取り消す場合がありますので、計画的に活動してください。

7 その他

Q.国や県の補助事業へ同時に申し込むことはできますか。

お申し込みいただくことは可能ですが、併用はできませんので、他の補助事業の交付決定を受けた場合は、本支援金の取下げ手続きをお願いします。